

校外学習等における肢体不自由児童生徒のリフト付きバス利用への支援事業実施要綱

平成 27 年 4 月 1 日 教育長決定

(目的)

第 1 条 この要綱は、市立小・中学校における肢体不自由児童生徒の校外学習等の行事への参加を促進するため、該当の児童生徒が車椅子ごと乗車できるリフト付きバス借上料を支援する事業の実施に関して、必要な事項を定める。

(対象となる児童生徒)

第 2 条 リフト付きバス利用時の支援は、次の各号をすべて満たす児童生徒が校外学習等に参加する場合に行う。

- (1) 特別支援教育支援員配置事業「肢体不自由等への支援」に登録している。
- (2) 通常のバス座席では、ベルト・クッション等を使用しても身体を安定させることができず、安全性の確保が困難である。
- (3) 車椅子固定による長時間のバス移動を行った場合に、該当の児童生徒の身体への影響等に問題がないと、校医または、主治医が認めている。
- (4) 車椅子固定による長時間のバス移動を行うことについて、保護者の同意がある。

(対象となる学校行事)

第 3 条 リフト付きバス利用時の支援は、第 2 条の各号をすべて満たす児童生徒が次の各号に掲げる行事に参加する場合に行う。

- (1) バス利用を伴う宿泊行事（自然学校は除く）
- (2) バス利用を伴う日帰りの校外学習

(支援額)

第 4 条 支援額は、実施要領に定める額とする。

(その他)

第 5 条 この要綱に定めるものの他、本事業に関して必要な事項は実施要領に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。